

粥杖

〔坂井家日策〕天保七年正月十五日朝小豆がゆ祝ふ、御住居○廣島藩主淺野江白酒三升大德利に入上る、

〔大江俊矩記〕寛政九年正月十五日丙辰、早天小豆粥餅祝夕節等家禮如例、

〔倭訓栞前編六〕かゆづる 粥杖也、かゆの木とも見ゆ、幸の神祝と稱するも同じ、正月十五日粥を焼たる木を削りて杖とし、子もたぬ女房の後を打ば、男子を産といへり、その事源氏、狹衣、枕草紙などに見えて、むかしは諸國にても、新婦を迎へし正月には、よめた、きと稱、今いせの神宮あたりにも有、

〔簾中舊記〕正月御つへの事

一御杖と申事は、十五日のあした、とく、さぎつてう、おもてにて御覽じ候てのち、いつもの御所に、上様はじめまゐらせ候而、御女房衆の右の御かたのうゑを、三づゝ、そと御うち候、その御杖にて、御あたり候が、御面目にて候、ちとはくををかれ候て、春の野のゑなど、ろくしやうゑにか、れ候とて候、

〔日本歳時記正月〕十五日 今日粥杖とて、松枝柴などにて女の腰をうてば、子をうむまじなひとていまでもする事なり、但今は小兒の戯事となりて、男のわらはおほくむらがりて、道路にた、すみ、道行女をうつなり、北國には松の枝を五色にいろどりて、それにて女を打所あり、西國には棒にて女をうつ所あり、故に所により、今日は婦人女子外に出ず、凡かうやうの事は、其父兄、その所司禁じて人をなやますべからず、

〔民間年中故事要言正月〕粥杖 十五日ニ粥杖トテ男兒ノ戯ニスル事アリ、○中美濃國泳宮ノ村

ニハ、正月十五日ニ新ニ杖ヲ削テ、其削屑ノ縷ノ如クナルヲ杖ノ頭ニ殘テ、名テ削掛トイフ、是ニテ女ヲ答テ、大ノ男十三人トイヘリ、然レドモ其義ヲ知ル者ナシ、是モ男子ヲ生コトヲ求ル祝コ